

PFS官民連携プラットフォーム規約

(名称)

第1条 本会は、PFS官民連携プラットフォーム(以下「官民PF」という。)と称する。

(目的)

第2条 官民PFは、成果連動型民間委託契約方式(以下「PFS」という。)及びソーシャル・インパクト・ボンド(以下「SIB」という。)について、成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプランを踏まえ、地方公共団体、民間事業者、金融機関、大学・研究機関等の多様な関係者(産官学金)が、施策・事例・知見の交換及び共有、課題の整理と対応策の検討、官民のマッチング等を一体となって行うことにより、PFS/SIBの理解促進、機運醸成及び案件形成の推進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 官民PFは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) PFS/SIBに関する国の施策動向、制度、事例等の情報の交換、共有及び発信
- (2) PFS/SIBの導入・実施に共通する課題等についての協議及び検討
- (3) PFS/SIBに関するセミナー、PFS/SIB官民マッチングフォーラムその他の会合の開催
- (4) PFS/SIBに係る官民のマッチング及び具体的な案件形成に資する取組
- (5) PFS/SIBの普及促進に係るノウハウ等の周知・普及及び機運醸成
- (6) 前各号に定めるもののほか、官民PFの目的の達成に必要と認める事業

(会員)

第4条 官民PFは、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 国・地方公共団体会員 国の官公庁並びにPFS/SIBの活用に関心を有する都道府県及び市区町村
- (2) 事業者会員 PFS/SIB事業のサービス提供者又は中間支援組織となり得る民間事業者その他の団体
- (3) 金融機関会員 SIB等における資金提供者となり得る金融機関その他の主体
- (4) 学識会員 第三者評価機関又は中間支援組織となり得る公共政策、社会的インパクト評価、EBPM等に関する知見を有する大学、研究機関等
- (5) 個人会員 前各号のいずれにも該当しない個人であつて、PFS/SIBに関心を有するもの(学生、研究者、実務者、コンサルタント等)

2 前項第1号から第4号までの会員は、団体を単位として登録するものとし、1の団体から複数名を登録することができる。個人会員は、所属する団体を代表しない立場で、個人を単位として登録するものとする。

3 会費は徴収しない。

(入会)

第5条 官民PFへの入会を希望する者は、内閣府が定める入会申請フォームその他の書面又は電磁的方法(電磁的方法は電子メール等をいう。以下まとめて「書面等」という。)により、内閣府に申請するものとする。

2 前条第1項第1号に掲げる者は、前項の申請を行うことにより会員となる。

3 前条第1項第2号から第5号までに掲げる者は第1項の申請に併せて、暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という。)と関係がないことを誓約する旨を書面等により表明し、内閣府の審査を経て承認されることにより会員となる。

4 内閣府は、入会を希望する者が反社会的勢力と関係がある者に該当するときは、入会を承認しない。

5 内閣府は、入会の申請を受理した後、5営業日以内に会員名簿へ登録し、その旨を申請者に通知する。

(登録事項の変更及び退会)

第6条 会員は、登録した事項に変更が生じたときは、速やかに書面等により内閣府に届け出るものとする。

2 退会を希望する会員は、その旨を書面等により内閣府に届け出ることで、官民PFを退会することができる。

(除名)

第7条 内閣府は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員を除名することができる。

- (1) この規約に違反し、又は官民PFの信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散し、営業を停止し、その他会員としての活動を継続することが困難となったとき
- (3) 反社会的勢力と関係があることが判明したとき

- (4) 官民PFの活動を通じて知り得た情報を、第11条に反して利用したとき
- (5) その他官民PFの運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき

(会員の権利)

第8条 会員は、次に掲げる機会の提供を受けることができる。

- (1) 官民PFが開催する首長セミナー、PFS/SIB官民マッチングフォーラム、実務者セミナーその他の会合への参加
- (2) PFS/SIB官民マッチングフォーラムにおける相談団体又はアピールタイム出展者への応募
- (3) メールマガジンによる国の施策動向及びイベント情報の提供
- (4) 会合の資料及び記録の提供
- (5) 会員間の意見交換及び案件形成に資する取組への参加

(運営会議)

第9条 官民PFの運営に関する重要な事項は、内閣府が決定する。

(事務局)

第10条 官民PFに、本規約に規定する事務等を行うための事務局を置く。

2 事務局は、内閣府成果連動型事業推進室に置き、その事務は内閣府が委託する者が行う。

3 事務局は、次の業務を行う。

- (1) 第4条から第7条までに掲げる官民PFの入退会申請の受付及び会員名簿の作成・更新
- (2) 問合せへの対応及びFAQの整備
- (3) メールマガジンその他の情報発信
- (4) 各種イベントの企画運営に係る連絡調整及び運営
- (5) その他前各号に附帯する庶務

4 事務局は、官民PF専用の連絡先(専用メールアドレス及び専用電話回線)を設置する。

(情報の取扱い)

第11条 会員は、官民PFの活動を通じて知り得た他の会員の情報及び相談内容について、当該会員の同意なく第三者に開示し、又は営業その他の目的に利用してはならない。ただし、法令に基づき開示を求められた場合及び既に公知となっている情報については、この限りでない。

2 前項の規定は、会員が退会し、又は除名された後においても、同様とする。

3 官民PFの活動に係る資料、記録及び動画は、内閣府の判断により、ポータルサイトその他の媒体において公開することがある。この場合において、事務局は、あらかじめ登壇者等の同意を得るものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 官民PFにおける個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係法令及び内閣府が定めるところに従い、適切に管理・運用する。

2 事務局は、会員に対する一斉送信を行う場合は、他の受信者の情報が閲覧できない方法(BCC設定等)により行い、送信前に複数の担当で宛先の設定を確認する。

(免責)

第13条 官民PFにおける会員間の情報交換、マッチングその他の交流を通じて生じた会員間の取引又は紛争については、当該会員が自らの責任において解決するものとし、内閣府及び事務局は責任を負わない。

(規約の改廃及び見直し)

第14条 この規約の改廃は、内閣府が行う。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、官民PFの運営に必要な事項は、内閣府が定める。

附則

この規約は、令和8年10月15日から施行する。